

国民年金保険料の納付が困難な場合は……

免除制度などが利用できます

国民年金の保険料を納めないでいると、万一の事故のときなどに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられないことがあります。またそのまま放置すると、将来の老齢基礎年金も受け取ることができなくなってしまうです。

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請することにより、保険料の全額免除や納付を猶予する制度などが利用できます。

保険料の免除・一部納付制度

全額免除・若年者納付猶予	35万円×(扶養親族などの数+1)+22万円	
一部納付	1/4納付	78万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など
	半額納付	118万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など
	3/4納付	158万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など

※老人控除対象配偶者・老人扶養親族(70歳以上)がいる場合48万円、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)および扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)がいる場合は63万円に置き換える。

- 免除期間／平成24年7月分～25年6月分
- 申請期限／平成25年7月31日(水)
- ※平成23年7月分から24年6月分の免除を受ける場合は、平成24年7月31日(火)までに申請
- 対象／本人と配偶者、および世帯主の全員が、次のいずれかに該当すること。
- 前年の所得が基準額以下の人(別表)
- 退職、事業の廃止となったことが確認できる人

若年者納付猶予制度

- 猶予期間／平成24年7月分～25年6月分
- 申請期限／平成25年7月31日(水)
- ※平成23年7月分から24年6月分の猶予を受ける場合は、平成24年7月31日(火)までに申請
- 対象／30歳未満で、本人および配偶者の所得が基準額以下の人(別表)
- 学生納付特例制度
- 猶予期間／平成24年4月分～25年3月分
- 申請期限／平成25年4月30日(火)
- 対象／大学や専門学校などの

- 障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の人
- 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
- 特別障害給付金を受けている人



学生で、本人の前年の所得が118万円以下の人

※若年者納付猶予・学生納付特例制度は、受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。この場合10年以内であれば追納でき、将来の年金額に反映することができま

《手続きに必要なもの》

- 年金手帳または基礎年金番号が分かるもの(納付書など)
- 家族が申請する場合は、印鑑および身分が証明できるもの(運転免許証、保険証など)
- 退職などの場合は、そのことが確認できる書類(雇用保険受給資格証の写しなど)

- 学生は、学生証(コピー可)または在学証明書
- 転入した人は、前年の所得を証明する書類(所得証明書など)
- ※全額免除、若年者納付猶予制度を利用する人に限り、継続の申し出をしている場合、毎年申請する必要はありません。

届け出・問い合わせ先

- 保険年金課高齢者医療年金班 ☎ 62・5332
- 海上支所住民室 ☎ 55・3114
- 飯岡支所住民室 ☎ 57・3115
- 千潟支所住民室 ☎ 68・1075